

法学部 大規模科目における履修制限の実施について

法学部では、全学の方針を基調としつつ、教育環境の保持と教育効果の向上を目的として、抽選（定員制）科目でなくても、履修者数が一定数を越えた科目については、履修登録期間中であっても履修登録を制限すること等があり得ます。履修登録制限もしくは事後抽選を実施する際は、インフォメーションシステムにて対象科目を随時お知らせします。

▼履修登録制限もしくは事後抽選を実施する可能性のある科目

・履修登録期間終了後または履修変更期間中に履修者数が教室定員の85%を超過もしくは超過する見込みの科目。

※「1～4年次」配当の科目および他の科目の先修条件となっている科目は除きます。

ただし、科目特性・授業運営方法の特性等の事情により、これらの科目についても例外的に事後抽選を実施する場合があります。

・遠隔授業科目については、原則 300名程度を履修者数の上限とします。

▼抽選方法

無作為抽選

※ただし、一部の科目においては、科目特性・授業運営方法の特性等の事情により、これ以外の方法で履修者を選抜する可能性があります。

▼注意事項

・事後抽選の結果、履修不許可となった科目についてはWEB履修画面から削除されますので、必ず確認してください。

・事後抽選を行った科目については、以後履修登録期間・履修変更期間に新規に履修登録はできません。

・事後抽選の結果、履修が認められなかった4年次生について、当該科目の履修を強く希望しているにも関わらず、当該科目の他クラスを履修することができないやむを得ない事情がある場合（1クラスのみ開講されている科目の場合や、他の曜限での履修が困難である場合等）は、履修登録期間中もしくは履修変更期間中に教務センターへその旨を申し出て下さい。

以上